

低圧総合利用契約

(主契約料金表)

2019年10月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この低圧総合利用契約料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は，低圧総合利用契約といたします。

3 適用範囲

低圧で電気の供給を受け，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

なお，この料金表から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，この料金表を適用いたしません。

- (1) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに電気供給条件（低圧）〔2019年10月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお，供給条件が変更となった場合には，変更後の供給条件によります。〕別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。
- (2) 契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は，別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）が原則として50キロワット未満であること。ただし，お客さまが希望され，かつ，お客さ

まの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は，別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (3) 1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は，契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は，別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）と契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが，新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は，契約設備電力といたします。）との合計が50キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(1)に該当し，契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は，別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）が原則として50キロワット未満であり，かつ，(3)の契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4 供給の単位

(1) 電灯または小型機器を使用する場合

当社は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する場合

当社は、原則として、1 需給契約につき、2 供給電気方式、2 引込みおよび2 計量をもって電気を供給いたします。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。

(1) 電灯または小型機器

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(2) 動力

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

6 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

7 最大使用電力

料金の算定期間における最大使用電力は、電灯または小型機器を使用する需要および動力を使用する需要それぞれについて、供給条件18（最大使用電力の算定）に準じて算定いたします。

8 契約電力

契約電力は、電灯または小型機器を使用する需要については、次に定める電灯または小型機器の契約使用電力といたします。また、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要については、次に定める電灯または小型機器の契約使用電力と動力の契約使用電力との合計といたします。

(1) 電灯または小型機器の契約使用電力

各月の契約使用電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約使用電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金表によって受けた電気の供給とみなします。

ロ 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約使用電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間

の最大使用電力の値といたします。

ハ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約使用電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約使用電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約使用電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約使用電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

(2) 動力の契約使用電力

各月の契約使用電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約使用電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金表によって受けた電気の供給とみなします。

ロ 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加さ

れた日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約使用電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。

ハ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約使用電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約使用電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約使用電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約使用電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

(3) (1)または(2)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の電灯または小型機器の契約使用電力または動力の契約使用電力は、0.5キロワットといたします。

9 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

10 料 金

料金は、契約料金、電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 契約料金

契約料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の契約料金は、半額といたします。

1 契約につき	66,000 円 00 銭
---------	---------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合

は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	16 円 46 銭	14 円 96 銭

11 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に行います。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給条件17（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。
- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する場合の使用電力量は、(1)で計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値といたします。
- (3) 技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合は、お客さまと当社との協議のうえ、別表2（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。この場合、夜間時間以外の電気の供給をシャ断する装置は、供給条件48（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行いません。

12 需給開始後の需給契約の消滅にともなう料金および工事費の精算

この契約種別の適用を受けて新たに電気を使用された日以降1年に満たな

いで需給契約を消滅させる場合には、当社は、需給契約の消滅の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 当社は、お客さまがこの契約種別の適用を受けて新たに電気を使用された日から需給契約を消滅させる日の前日までの期間の料金について、さかのぼって、10（料金）(1)および(2)に定める契約料金および電力量料金を20パーセント割増ししたものを適用いたします。この場合、当初から10（料金）(1)および(2)に定める契約料金および電力量料金を20パーセント割増しした料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- (2) 当社は、お客さまがこの契約種別の適用を受けて新たに電気を使用されたことにともない新たに施設した供給設備について、電気特定小売供給約款（2019年8月30日届出。以下「供給約款」といいます。なお、供給約款が変更となった場合には、変更後の約款によります。）に定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

13 その他

- (1) この料金表の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (2) 動力負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。この場合、力率は、別表3（力率の算定）によって算定された値といたします。
- (3) この料金表の適用を受けるお客さまは、供給約款の低圧電力または料金表もしくは選択約款の低圧季時別電力をあわせて契約することはできません。
- (4) 供給条件20（日割計算）および供給条件別表10（日割計算の基本算式）

における「基本料金」の規定は「契約料金」と読み替えて準用するものといたします。

- (5) 当社は、必要に応じてお客さまから最大需要の実態等に関する資料を提出していただくことがあります。
- (6) 供給条件Ⅶ（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したものとして取り扱うものといたします。
- (7) 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件38（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。

2 付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器以外の計量器で計量する場合の契約電力は、本則8（契約電力）にかかわらず、電灯または小型機器を使用する需要については、次に定める電灯または小型機器の負荷設備電力とし、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要については、次に定める電灯または小型機器の負荷設備電力と動力の負荷設備電力との合計といたします。また、この特別措置の適用を受けている場合で、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器を取り付けたときは、取付日を含む料金算定期間の最終日をもって、この特別措置の適用を終了し、適用終了日の翌日以降の契約電力は、本則8（契約電力）により定めるものといたします。

イ 電灯または小型機器の負荷設備電力

電灯または小型機器の負荷設備電力は、原則として別表1（契約設備電力の算定）(1)に準じて定めます。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

ロ 動力の負荷設備電力

動力の負荷設備電力は、別表1（契約設備電力の算定）(2)に準じて定めます。

- (2) この料金表適用の際現に料金表の低圧総合利用契約（平成30年7月1日実施。）附則2（付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）(2)の適用を受け、この

料金表適用以降も引き続き、契約主開閉器を使用する場合の負荷設備電力は、(1)イまたはロにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給条件別表8（契約容量および契約電力の算定方法）(3)によって算定された値といたします。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）ただし、契約主開閉器を取り替えまたは取り外された場合を除きます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

3 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から需給契約が継続し2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における本則10（料金）の料金率については、本則10（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 契約料金

1 契約につき	64,800 円 00 銭
---------	---------------

(2) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円 16銭	14円 69銭

別 表

1 契約設備電力の算定

契約設備電力は、電灯または小型機器を使用する需要については、次に定める電灯または小型機器の負荷設備電力といたします。また、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要については、次に定める電灯または小型機器の負荷設備電力と動力の負荷設備電力との合計といたします。

(1) 電灯または小型機器の負荷設備電力

イ 電灯または小型機器の負荷設備電力は、原則として供給条件別表8（契約容量および契約電力の算定方法）(1)に準じて定めます。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）ただし、負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議により、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満となる場合にはその最大需要容量にもとづき負荷設備電力を定めます。

ロ 夜間蓄熱式機器を使用される場合は、イにかかわらず、負荷設備電力は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

$$(イ)によってえた値 + (ロ)によってえた値 \times 0.1$$

(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として供給条件別表8（契約容量および契約電力の算定方法）(1)に準じてえた値

(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

ただし、負荷の実情に応じて、お客さまとの協議により、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が6キロボルトアンペア未満となる場合には、(イ)の値は、その最大需要容量にもとづき定めます。

(2) 動力の負荷設備電力

動力の負荷設備電力は、供給条件別表 8（契約容量および契約電力の算定方法）(2)に準じて定めます。

2 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

イ 主として夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）に通電する機能を有すること。

なお、「主として夜間時間に通電する機能」とは次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 当社が夜間時間以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

(2) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(3) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 力率の算定

動力負荷の力率は、電気機器の力率をそれぞれの入力によって、供給条件別表 6（加重平均力率の算定）に準じて算定してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、供給条件別表 7（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについ

ては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。ただし，附則2（付属装置に計量値が記録され，遠隔検針により確認できる計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）(2)により動力の負荷設備電力を算定する場合は，100パーセントといたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。